

令和2年度「住むなら埼玉」移住総合支援事業  
業務委託仕様書（企画提案用）

1 委託業務名

令和2年度「住むなら埼玉」移住総合支援事業業務委託

2 委託業務の目的

埼玉県は、県全体では増加しているものの、圏央道以北の地域では人口減少が進んでいる市町村が多い。

一方、近年移住への関心が20歳代から40歳代の世代（子育て世代）を中心に高くなっている。

そこで、圏央道以北地域を中心とした埼玉県への移住に関するプロモーションを実施し、40歳代以下の世代を中心に、自然豊かで都心にも近い本県への移住促進を図る。

3 令和2年度事業の目的

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、ウェブ上で動画やSNS等を利用したプロモーションを行い、公式SNSのフォロワー数を増やすことにより、移住相談件数の増加、最終的には埼玉への移住に結び付くことを目的とする。

4 契約期間

契約締結日から令和3年3月16日まで

5 委託内容

本県のターゲットである「30代から40代（子育て世代）」（以下、「ターゲット」という。）や「都心から近く、自然豊か」という本県の特徴（以下、「特性」という。）を踏まえ、ウェブ（SNS）を通じた、プロモーション等を実施すること。

なお、受託者は下記に掲げる各業務を実施するに当たり、本事業の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

また、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないように必要な人員を配置すること。

(1) 委託項目

ア 移住後の埼玉県での暮らしを具体的にイメージできる動画によるプロモーションの実施

イ 公式SNSを活用した埼玉県の魅力のプロモーションの実施

(2) 企画提案に当たっての共通要件

- 上記（１）ア・イの項目を提案するに当たっては、下記の要件を満たすこと。
- ア 「３０代から４０代（子育て世代）」をターゲットとし、「都心から近く、自然豊か」という本県の特性を生かしたプロモーションを実施すること。
  - イ 本県の移住促進プロモーションのキャッチフレーズである「埼玉ものがたり」及び「saitama story」を活用したプロモーションを実施すること。
  - ウ ターゲットに効果的に情報が行き届くプロモーションを実施すること。
  - エ 必ずアンケートなどのフォローアップを実施すること。
  - オ プロモーションの効果として、公式ＳＮＳのフォロワー数の増加、移住相談件数の増加、最終的には埼玉への移住に結び付くよう工夫を行うこと。
  - カ 企画提案に当たっては、実施するそれぞれの企画の目的及び期待する効果について、数値等を用いるなど具体的に説明を行うこと。

（３）移住後の埼玉県での暮らしを具体的にイメージできる動画によるプロモーションの実施

ア 目的

本県のターゲットや特性に対し、親和性があるウェブ（ＳＮＳ）媒体を通じ、埼玉県の特徴やポテンシャルをアピールする、効果的なプロモーションを実施する。

イ 企画提案に当たっての要件

（２）に掲げる共通要件のほか下記の要件を満たすこと。

（ア）提案内容

２エピソード以上の動画を次の内容で作成し、ウェブ（ＳＮＳ）媒体でのプロモーションを提案すること。

提案するウェブ（ＳＮＳ）媒体に合致した動画の長さを提案すること。

２エピソードのうち、一つはテレワークと通勤をテーマとし、テレワークをきっかけとした埼玉県への移住をＰＲするものとする。もう一つは起業などの自己実現を果たした移住経験者をテーマとする。いずれのエピソードも埼玉県に住みやすさ、暮らしやすさなどの特長をアピールした、移住したいと感じてもらえる内容とすること。

動画のコンセプト、ストーリー、本数、長さ（尺）、出演者の有無及び有の場合の人選などについて、具体的に説明を行うこと。

ウェブ（ＳＮＳ）媒体については、２媒体以上とし、プロモーションについては、ターゲットの特性に合わせたターゲティング広告を提案すること。ターゲティング広告については、業務終了までに５万回以上のクリック又はタップが見込まれる方法によること。

プロモーションの期間、実施する企画内容、期待される効果などについて、具体的に説明を行うこと。

なお、作成する動画は、独創的な内容で、他の自治体とは異なる強いインパクトを閲覧者に与え、「埼玉県への移住」を強く印象付けるものとする。

(イ) 必須要件

- ・ 動画作成に必要な撮影等の映像調達や映像作成を行うこと。このとき、撮影に係る肖像権・著作権処理を行うこと。また、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。
- ・ 映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等の編集作業を行うこと。完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 画面構成及び解像度は、ウェブ（SNS）媒体に適したものを提案すること。
- ・ 肖像権、差別用語等の人権、個人情報に十分注意すること。

(ウ) 動画成果品の納入

成果品は次のとおりとする。なお、成果物は、受託者において映像・画像・音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたもので、所有権及び著作権はすべて本県に帰属するものとする。

a DVD-ROM 5枚

DVD-ROM は一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及び DVD ドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。

b ブルーレイディスク 5枚

ブルーレイディスクは一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びブルーレイディスクドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。

c 上記 a 及び b には、ジャケットカバー及びタイトルラベルを付けるとともに、収録時間を明記すること。

d 撮影素材一覧表 1部

撮影素材・撮影場所の一覧表を作成すること。

なお、撮影素材について、第三者が権利を有している映像・画像等を制作において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類（写し）を添付すること。

e 納入期限

令和2年12月15日（火）

f 納入場所

埼玉県企画財政部地域政策課

#### (エ) 留意事項

- ・ ターゲットが埼玉県に関心をもち、埼玉県への移住を検討するきっかけづくりとなるよう工夫すること。
- ・ 実施する他の取組と連動性を持ち、契約期間中、継続的な取り組みとなること。
- ・ ターゲットに広く直接的に届く効果的な広報を実施すること。
- ・ 提案内容の企画及び実施、実施後のフォローに要する費用は全て受託者が負担するとともに、受託者が責任を持って事業を実施すること。
- ・ 実施に当たっては、委託者と事前に調整及び協議をしながら進めること。

#### (4) 公式SNSを活用した埼玉県の魅力のプロモーションの実施

##### ア 目的

埼玉に行ってみたい、暮らしてみたいという行動喚起につながる、観光ではわからない埼玉の魅力を発掘し公式SNSを活用した情報発信を行う。

##### イ 企画提案に当たっての要件

(2) に掲げる共通要件のほか下記の要件を満たすこと。

##### (ア) 提案内容

公式SNSを活用した情報発信の目的及び期待される効果、発信者及び発信する内容、年間スケジュール、頻度、目標とするフォロワー数及びそのための取組、他の取組との連動方法などを提案すること。

SNSでの発信にあたって、市町村移住相談員や地域おこし協力隊などを発信協力者として、効果的なミニ動画の発信を必須とすること。ミニ動画の発信にあたっては、発信協力者の技量の向上のための研修会を2回以上開催するとともに、参考となるモデルミニ動画を2本以上作成すること。

##### (イ) 必須条件

- ・ 目標とするフォロワー数は、公式SNS全体で5,000人以上とすること。
- ・ 令和元年度に開設した公式SNSアカウント「埼玉ものがたり」を活用して実施すること。
- ・ 実施する他の取り組みと連動性を持ち、契約期間中、継続的な取り組みとなること。
- ・ フォロワーと今後も継続的につながる取組や仕組み作りを行うこと。
- ・ フォロワーを増やすための取組を実施すること。
- ・ 発信協力者の技量の向上のための研修会については、閲覧者数を増やすための具体的な手法、平易かつ継続的な投稿方法が学習可能な内容とすること。

- ・ 優れた発信協力者を表彰するなど、発信協力者が積極的、継続的に投稿できる仕組みとすること。
- ・ モデルミニ動画の作成については、発信協力者が作成する動画の参考となる内容とし、発信協力者の投稿が始まるまでの間、公式SNSアカウントに掲載すること。
- ・ 作成するモデルミニ動画のコンセプト、ストーリー、本数、長さ（尺）、出演者の有無及び有の場合の人選などについて、具体的に説明を行うこと。

#### （ウ）留意事項

- ・ 発信協力者については、地域をよく知る者や移住者などを活用し、埼玉への移住に関心を持つような情報発信を行うこと。また、発信協力者の動画の投稿を促すアクションを行うこと。
- ・ 発信協力者の選定に当たっては、あらかじめ委託者と協議すること。
- ・ 単にイベント等の発信だけではなく、埼玉を訪れてみたい、暮らしてみたいと思えるような魅力ある内容の情報の発掘と情報発信を行うこと。
- ・ 圏央道以北の地域を中心に発信すること。また、地域バランスを考慮して発信を行うこと。
- ・ あらかじめ年間計画を立て、計画的に実施すること。また、受託者は実施期間中責任を持って適切な運用管理を行うこと。

### 6 実施結果報告書

受託者は、委託者へ業務完了報告書を提出するときは、これに併せてプロモーション実施の具体的内容及び成果等について記載した実施結果報告書を作成し提出すること。なお、成果については、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

### 7 委託業務実施に当たっての留意事項

#### （1）第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### （2）委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

#### （3）個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。乙が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、受託者の所有する写真又は動画を構成する映像の素材についてはこの限りではないが、委託者が行う移住に関連する事業において使用する場合は、別途協議を行うものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(8) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく甲と協議して定めるものとする。